

諮詢庁：警察庁長官

諮詢日：平成28年11月10日（平成28年（行情）諮詢第673号）

答申日：平成29年9月4日（平成29年度（行情）答申第192号）

事件名：長官官房総務課配置図の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

長官官房総務課配置図（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年9月14日付け平28警察庁甲情公発第135-1号により警察庁長官（以下「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね次のとおりである（意見書に添付されている資料は省略する。）。

（1）審査請求書

処分庁は原処分において、本件不開示情報が法5条4号及び6号に該当するとするが、係る判断は同条各号の解釈ないし適用を誤った違法があると料する。また、原処分は特定された行政文書を全部不開示としているが、少なくとも一部不開示とすれば足りるものと料する。現に、審査請求人が全府省に対して行った同旨の情報公開請求においても、現在のところ処分庁を除く全ての府省において、必要最低限の部分を一部不開示とする決定がなされているところである。

ところで、開示の実施を受けた文書は、その題名（「長官官房総務課配置図」）を除き全ての部分が一部不開示とされていたが、題名は行政文書開示決定通知書に記載されていたのと同一であり、結局開示された文書には法6条1項ただし書にいう有意の情報が記録されていないことは明らかである（情報公開・個人情報保護審査会平成21年度（行情）答申第547号参照）。よって、本件文書は本来全部不開示とされるべきところ、同項ただし書の規定に反して一部開示がなされたものというほかない。審査請求人をして本来不要であった行政文書の写しの送付に

係る費用を負担させたのは不当である。

なお、詳細な意見は情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書において追って述べる。

(2) 意見書

ア 法5条4号及び6号該当性について

諮詢庁は、原処分及び理由説明書（下記第3）において、本件不開示情報を開示すると、「テロ等犯罪行為を企図する勢力等が攻撃対象を分析することに利用され、職員に危害が加えられるおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」として、本件不開示情報が法5条4号に該当するとしている。

しかしながら、係る説明は首肯できない。まず、本件不開示情報を開示したとしても、せいぜいは警察庁長官官房総務課及び同課各係等における職員の配置数が明らかになるほか、本件文書が、諮詢庁の一部局における職員の配置を、諮詢庁における業務の便を図るために模式的に記載したものであると考えられることからすれば、本件文書を開示したとしても、職員の相対的な位置関係が判明するにすぎず、絶対的な座標情報については何ら開示されるものではない。そもそも、中央省庁は、その出入口において入庁者の身分確認を実施するなど、諮詢庁も主張するとおりの厳格な保安管理がなされているのであって、本件不開示情報を犯罪に利用しようとしても、権限のない者はそもそも入庁ができないのである。反対に、入庁を遂げた者にとっては、内部の案内表示に従うなどすれば本件不開示情報以上に具体的かつ正確な部局・職員の配置状況を把握し得るところである。したがって、本件情報を開示することによって犯罪の予防に支障が生じるとは認め難い。以上から、本件不開示情報が法5条4号に該当するという諮詢庁の主張は失当である。本件不開示情報が同条6号に当たるとする部分についても、同様の理由から失当に帰する。なお、不開示の方法にしても、全職員の氏名及び官職など、座席を示す実線以外の文字部分を全て不開示とするなどの手段も存在するところであり、いずれにしてもタイトル以外を全部不開示とした原処分は到底認められるものではない。

また、後述のとおり、他府省の一部では同種の情報がインターネット上、あるいは書籍によって公表されているが、特にその事務ないし犯罪の予防に支障を來しているといった事情も認められない。このことは、同種の情報の公表が問題なく現在まで継続していることからも明らかである。

イ 他府省における公開の現状について

審査請求人は、全府省に対して同旨の請求を行っているところで

あるが、多くの府省において、内線番号を除く全ての部分を開示するとの決定を得ているところである。また、書籍によって公開している府省も2省存在し、文部科学省は特定協議会編「文部科学省ひとりあるき」、厚生労働省は特定法人A「ガイドブック『厚生労働省』平成28年9月版」等によってそれぞれ本件不開示情報に相当する情報を公開している。さらに、特定法人Bは、その発行する「地下鉄短信」において、総務省自治財政局及び国土交通省鉄道局の配席図を掲載し、全文をインターネットに公開している。これらには非常勤職員の氏名はおろか直通電話番号を含めた配席図がそのまま掲載されているが、これらによって前記4省の事務に支障が及んだとは到底認められない。これを敷衍すれば、本件不開示情報についても、その開示に際して何ら支障のあるところではなく、かつ、法5条各号に該当するとも認められない。

ウ 「有意な情報」の該当性について

諮詢庁は、本件文書の名称、作成期日と全体の構造が明らかになつたことをもって法6条1項ただし書にいう「有意な情報」が開示された旨主張する。まず、文書の名称自体は諮詢庁が本件文書を不開示にしようとも、係る不開示決定通知書において明らかになる情報であるから、これ自体が明らかになったことをもって「有意な情報」が開示されたとはいえない。次に、文書の作成期日はなるほど他の情報と関連すれば有意な情報たり得ようが、文書の題以外が全て不開示とされ、純粹に日付のみが開示されたとしても、客観的に何の意味も有さないといえる。さらに、文書の全体の構造が明らかになった旨主張する点については、開示の実施を受けた文書を見分するに、文書の名称及び作成期日以外の部分について、若干の余白部分を除いて全て黒塗りとされており、これからどのように文書の全体の構造を読み取ることができるのか全く理解できない。以上より、客観的にみてもこれらが「有意な情報」に該当しないことは明らかである。

第3 訒問庁の説明の要旨

1 本件審査請求に係る行政文書開示請求について

本件審査請求の対象である一部開示決定（原処分）に係る行政文書開示請求において、審査請求人は、「長官官房総務課配置図」（本件対象文書）の開示を求めている。

2 原処分について

本件対象文書には、開示した題名及び作成年月日に加えて、警察庁長官官房総務課の各執務室における職員の座席の配置が、氏名、係名、専用の内線電話番号等と共に記載されており、これらが法5条4号及び6号に該

当するとして不開示とする原処分を行った。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、

- (1) 不開示部分が法5条4号及び6号に該当するとした判断は、解釈なし適用を誤った違法がある
- (2) 本件対象文書は、題名を除き全ての部分が不開示とされていたが、題名は行政文書開示決定通知書に記載されていたのと同一であり、法6条1項ただし書にいう有意の情報が記録されていないことは明らかであり、審査請求人をして本来不要であった行政文書の写しの送付に係る費用を負担させたのは不当である

ことを理由とし、原処分を取り消し、不開示部分を開示する決定を求める旨主張する。

4 原処分の妥当性について

(1) 法5条4号該当性について

法5条4号は「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報として規定している。

本件対象文書のうち原処分において不開示とした部分には、警察庁長官官房総務課の各執務室における職員の具体的な配置が、職名、氏名、係名、専用の内線電話番号等と共に一目瞭然に記載されており、当該情報を公にすると、テロ等犯罪行為を企図する勢力等が攻撃対象を分析することに利用され、職員に危害を加えられるおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条4号に該当する。

(2) 法5条6号該当性について

法5条6号は「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

警察業務においては機微な情報を取り扱う可能性があり、また、警察施設の保安管理の万全を期する必要があることから、当該施設への出入りを厳格に制限するとともに、警察庁長官官房総務課に限らず、職員の配置、専用の内線番号等を明らかにしていない。これらの情報を公にすると、警察業務及び施設の保安管理に重大な影響を与え、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号に該当する。

(3) 法6条1項該当性について

法6条1項は「行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して取り除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」と規定している。

有意な情報が記載されていないと認められるときとは、不開示情報を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、開示しても意味がないと認められる場合を意味し、例えば、残りの部分に記載されている内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合等である。また、有意性の判断は、開示請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものではないと解釈されている。

本件対象文書の開示した部分には、請求者が行政文書開示請求により請求した行政文書名に加えて作成年月日が記載されており、また、本件対象文書全体の構成が明らかになっていることから、当該部分は有意な情報である。よって、法6条1項ただし書には該当しない。

5 結語

以上のとおり、本件対象文書につき、その一部を法5条4号及び6号に該当するとして不開示とした原処分は、妥当なものであると認められる。したがって、諮問庁としては、本件について原処分維持が適切と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年11月10日 諒問の受理
- ② 同日 諒問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月22日 審議
- ④ 同年12月1日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 平成29年7月20日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年8月31日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法5条4号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）を開示すべきであると主張し、諮問庁は、原処分を維持することが適切であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討す

る。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 本件対象文書は、警察庁長官官房総務課の配置図であり、本件不開示部分には、同課に属する執務室の配置、形状及び規模並びに当該執務室内の配席等の状況等に係る情報が記載されていると認められる。
- (2) 原処分の時点において本件対象文書が書籍やウェブサイトに掲載されている事実の有無につき、当審査会事務局職員をして諮詢庁に確認させたところ、保安管理上、そのような掲載はしていないとのことであった。
- (3) そこで検討すると、警察庁が行う業務の内容等を踏まえれば、本件不開示部分の全部又は一部を公にすると、同庁の事務を停滞させ得る目的・態様で執務室への来訪等がされることにつながりかねず、同庁の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。
- (4) なお、入庁者の身分確認などにより庁舎への立入りが制限されていたとしても、上記(3)のような目的・態様による立入りがされる可能性は否定できず、また、他の行政機関の配置図等が開示された例があったとしても、他の行政機関の長による判断が処分庁の判断の妥当性を直ちに左右するものではないのであるから、これらの点は、いずれも当審査会の上記(3)の判断を左右するものではない。
- (5) 以上より、本件不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条4号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太、委員 常岡孝好、委員 中曾根玲子